

◎経営比較分析表の解説

類似団体区分	簡易水道事業（法非適用）で現在給水人口規模が5,001人以上10,000人以下である「D2」に区分されています。
普及率	令和元年度決算に基づく、行政区域内人口に対する現在給水人口の割合で、市内全域での普及率です。簡易水道給水区域での普及率は94.6%となっています。
1 か月20m ³ 当たり家庭料金（円）	基本料金1,509円 超過料金1,837円 メーター（口径13mm）使用料144円 計3,490円
給水収益	水道料金として収入となる収益
給水原価	有収水量 1 m ³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの
供給単価	有収水量 1 m ³ あたりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの
料金回収率	給水原価に対する供給単価の割合
有収水量	料金徴収の対象となった水量
施設利用率	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合
有収率	年間総配水量に対する年間総有収水量の割合

※算出式や指標の意味は、「経営指標の概要（PDF）」を参考としてください。